

第60号議案

損害賠償の額の決定及び和解について

道路の清掃活動中における職員の過失に起因して発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月3日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

- 1 事故発生日時 令和3年7月13日（火）午前9時30分頃
- 2 事故発生場所 蒲郡市五井町高立野60番2
- 3 損害賠償の相手方 蒲郡市形原町春日浦1番地1
稲吉 孝泰
- 4 事故の状況 上記日時及び場所において、当該場所の東側に面する市道で職員が草刈作業を行っていたところ、草刈機から跳ねた小石が当該場所に駐車していた相手方車両の左後方部に当たり、後部座席左ドア等が損傷した。
- 5 損害賠償額 1,052,386円

提案理由

損害賠償の額を定め、及び和解するため提案する。